

※このご案内は平成22年3月18日付にて健康保険委員宛に送付させていただいたものです。

ご不明な点がございましたら、業務二課(TEL3830-6614)までお問い合わせください。

## 被保険者・被扶養者に係る出産育児一時金付加金の廃止並びに健康保険本人・家族・合算高額等に係る付加金の改定について

平素から当組合の事務運営につきまして格別なご協力、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。  
平成22年2月25日付にて事業主宛に平成22年度事業の見直しについてお知らせ致しましたが、平成22年4月1日より下記のとおり廃止・改定となりますので、被保険者の皆様にお知らせくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 出産育児一時金付加金の廃止について

##### ① 付加金の廃止について

出産日が平成22年4月1日から廃止となります。

##### ② 請求書について

- ・直接支払制度を利用しない出産の場合は従来の被保険者・家族出産育児一時金請求書(医師・助産師又は市区町村長の証明が必要です)にて当組合にご請求ください。
- ・直接支払制度を利用し、なお内払金が発生する方につきましては、別添の出産育児一時金内払金支払依頼書にて当組合にご請求(依頼)ください。

(A) 法定給付金未満の出産費用であった場合

法定給付額  $(\bar{\quad})$  出産費用 = 内払金 が発生します。

(B) 法定給付金以上の出産費用であった場合

法定給付額  $(\bar{\quad})$  出産費用 = 内払金 はありません。

39万円 + 3万円 = 42万円 \*3万円は産科医療補償制度加入による加算額です。  
(22週以上で産科医療補償制度に加入している病院等での出産)

39万円 (22週未満出産又は産科医療補償制度に加入していない病院等での出産)

内払金が無い場合(B)は被保険者・家族出産育児一時金内払金支払依頼書の組合への提出の必要はございません。

◎別添の出産育児一時金内払金支払依頼書は当組合ホームページから印刷できます。

## 2. 高額療養費に係る付加金の改定について

### ① 付加金の規約改定について

受診が平成22年4月1日から改定となります。

改定後の付加金は、高額療養費に該当した場合、定額(20,000円)が支給されます。ただし、他の制度より医療費の助成を受けるまたは受けられる場合など、自己負担額が付加金の額(20,000円)に達しないときは支給されません。(特定疾病の人工透析など公費負担を受けられることにより、自己負担限度額が付加金の額(20,000円)に達しないときは支給されません。)

### ② 請求書について

受診が平成22年4月1日から別添の申請書に診療費のコピー等を添付して当組合にご請求ください。(請求の際は申請書の裏面をご参照ください。)

◎新様式(申請書)の配付申込みは、別添の申込書に記載のうえ、FAX又は、郵送にてお願いします。後日、新様式(申請書)を郵送いたします。

以上、ご不明な点がございましたら、当組合業務部業務二課までご連絡ください。

(仮移転先)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-24-1 リーフスクエア本郷ビル7階

東京都電機健康保険組合 業務二課

03-3830-6614